

やまぐち虐待防止全力宣言企業登録制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会全体で子どもを見守り、児童虐待の根絶を図るため、児童虐待防止に全力で取り組むことを宣言する企業及び団体（以下「企業等」という）の登録等について必要な事項を定めるものとする。

(届出)

第2条 県内に事業所を有する企業等であって、次の各号のいずれにも適合し、かつ、その旨を宣言しようとするものは、知事に届け出ることができる。

- (1) 児童虐待防止に向けた取組を推進するとともに、その取組内容を県において公表することについて同意していること。
- (2) 法令に違反する重大な事実がないこと。

2 前項の届出は、「やまぐち虐待防止全力宣言企業届出書」（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 「やまぐち虐待防止全力宣言企業宣言書」（別記第2号様式）
- (2) 前号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

3 第1項の宣言を行う企業等は、次に掲げる児童虐待防止に向けた取組を積極的に行うこととする。

- (1) 商品等配達時や子どもの来店時における見守りなど、企業等の本来業務を通じた児童虐待防止のための取組
- (2) 事業所等へのポスター掲示やチラシの設置など、地域における児童虐待防止の気運醸成のための取組
- (3) 児童虐待防止に関する研修の開催など、社員等に対する意識啓発のための取組
- (4) 地域住民や関係団体、行政などによる児童虐待防止に関する活動に対する協力・支援の取組
- (5) その他児童虐待防止に関して必要と認められること

(登録)

第3条 知事は、前条に基づく届出のあった企業等について、虐待防止全力宣言企業名簿に登録するとともに、その旨をホームページへの掲載その他の方法により公表するものとする。この場合において、知事は、必要に応じ、登録した企業等（以下「登録企業」という。）に関する現地調査を行うものとする。

2 知事は、前項の登録をしたときは、登録企業に「やまぐち虐待防止全力宣言企業登録証」（別記第3号様式。以下「登録証」という。）を交付する。

(登録企業への支援)

第4条 知事は、次に掲げる措置等により登録企業への支援に努めるものとする。

- (1) 県のホームページや各種広報媒体等を活用した、企業等の名称や取組内容等の広報による支援
- (2) 児童虐待防止に関する各種情報の提供等による活動支援

2 登録企業は、広告や名刺等に、やまぐち虐待防止全力宣言企業である旨を表示することができる。

(報告)

第5条 知事は、必要があると認めるときは、登録企業に対し、児童虐待の防止に向けた取組の状況に関し、報告を求めることができる。

(変更の届出)

第6条 登録企業は、次に掲げる事項を変更したときには、速やかに、「やまぐち虐待防止全力宣言企業変更届」(別記第4号様式)により、知事に届け出なければならない。

(1) 主たる事務所の所在地並びに名称

(2) 県内事業所の所在地並びに名称(主たる事務所が県外にある場合)

(登録の辞退)

第7条 登録企業は、第2条第1項各号のいずれかに適合しなくなったとき又は名簿への登録を抹消しようとするときは、「やまぐち虐待防止全力宣言企業辞退届」(別記第5号様式)により、知事に届け出なければならない。

(登録の取消し)

第8条 知事は、登録企業が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

(1) 第2条第1項各号のいずれかに適合しなくなったとき

(2) 虚偽の届出をしたとき

(3) 法令に違反する重大な事実が発生したとき

(4) その他、登録企業として適当でない認められるとき

2 知事は、前項の規定により登録を取り消したときは、その理由を示して、登録企業に通知するものとする。

3 第1項の規定により登録を取り消された企業等は、遅滞なく、登録証を知事に返納するものとする。

4 知事は、第1項の規定により登録を取り消された企業等がその責めに帰すことができない理由により同項各号に該当することが明らかであると認めるときは、当該企業等を再度登録するとともに、登録証を再交付することができるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和2年9月11日から施行する。

この要綱は、令和2年11月24日から施行する。

この要綱は、令和3年9月28日から施行する。